

■旅行期間

2013年4月4日(木)～4月11日(木) <8日間>

■旅行代金

(福岡空港発着)

おとなお一人 220,000円

■募集人員

12名様(最少催行人員：7名様)

■申込締切日

平成24年2月1日(金)

(ただし満員になり次第締め切ります。)

■旅行代金に含まれるもの

- (1)航空運賃：日程表に記載された航空運賃
(エコノミークラス)
- (2)宿泊代金：宿舎は原則として2名一室利用
- (3)食事代金：旅程表に記載された食事
- (4)バス料金：専用バス利用料金
- (5)団体行動中の税金・チップ等
- (6)手荷物運搬料金(規定範囲内)
- (7)随行員同行経費

上記費用はおお客様の都合により一部利用されなくても払い戻し
いたしません。

■旅行代金に含まれないもの

※上記以外には旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常
必要となる費用を例示します。

- (1) 旅券印紙代・証紙代
(5年有効旅券¥11,000、10年有効旅券¥16,000)
- (2) 個人的性格の費用：日程表に明示されていない飲物代、クリ
ーニング代、電話代等
- (3) 手荷物超過料金
- (4) 傷害、疾病に関する医療費
- (5) 任意の海外旅行傷害保険料

■追加旅行代金

- (1) 渡航手続き料金
この旅行には有効な旅券が必要ですが、当社でそれら手続
きを代行する場合の料金は下記の通りです。旅行をお申込
み後に申込書をご送付いたしますので、代行を希望される
場合はお申し出下さい。
- (2) 福岡空港国際ターミナル施設使用料(945円)、仁川空港施設
使用料(1,540円)、ドイツ空港保安料(680円)、ドイツ空港税
(4,450円)、フランクフルト空港旅客サービス料(3,290円)、
燃料高騰特別運賃・航空保険料(52,320円)
合計 63,225円
- (2) 一人部屋追加料金(¥22,000)
- (3) ビジネス・クラスご利用の場合の差額(お問合せください)

■申込方法

参加申込書に必要事項をご記入の上、パスポートのコピーと共に
弊社へご送付下さい。また同時に旅行代金をお振込み下さい。な
お、旅行代金の他に、海外旅行傷害保険料などの残金は2014年3
月19日までに指定口座にお振り込み下さい。また請求書の必要な
方は弊社担当者まで、ご連絡下さい。

■旅行契約と契約の成立

本旅行は(株)近畿日本ツーリスト九州が主催するもので、参加され
る方は当社と主催旅行契約と結んで戴きます。契約は当社の承諾
と上記申込金の受理を持って成立するものとし成立日は当社が申
込金を受理した日とします。

■取消料

お申込後お客様の都合で参加を取消される場合、次の取消料をお
支払いいただきます。

1. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって
30日前から3日前までの取消……………旅行代金の20%
2. 旅行開始日の3日目以降旅行開始前まで……………旅行代金の30%
3. 旅行開始日当日……………旅行代金の50%
4. 旅行開始後のおよび無連絡不参加……………旅行代金全額

■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名が記載された確定日程表
は、2014年3月18日までに交付します。ただし、出発の7日前以
降にお申込みの場合は旅行開始日当日に交付することがありま
す。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況
についてご説明いたします。

■海外旅行保険加入のお勧め

ご旅行をより安心できるものとするため、お客様ご自身で十分な
旅行保険(疾病・傷害・盗難等)に加入されることをお勧めいた
します。

旅行のお申込み先

観光庁長官登録旅行業第1886号、日本旅行業協会正会員

(株)近畿日本ツーリスト九州 福岡支店

〒812-0024 福岡市博多区綱場町2-21福岡 MDビル8階

TEL 092-272-4891 FAX 092-272-4901

Email: nita8888@gmail.com

担当：二田(にた)

総合旅行業務取扱管理者：二田 茂行

営業日・営業時間：平日9:00～17:45、土曜・日曜休業

ボンド保証会員：旅行業公正取引協議会会員

※旅行業務取扱主任者とは、当支店での取引の責任者です。こ
の旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明な点があり
ましたら上記旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

※お客様からご提出戴いた、参加者の個人情報については、参
加者との連絡や運送・宿泊を含む関係機関の手配の為に利用
させて戴く他に、必要な範囲内において当該機関に提供させ
ていただきます。また、弊社のグループ企業である(株)ツー
リストサービス等の販売店が取り扱う商品。サービスに関する
情報を提供させて頂くことがあります。

* 旅券の有効期間/旅行出発日より3カ月以上の残存が必要
です。

〈その他のご旅行条件〉

- ① 旅行契約内容・代金の変更/天変地異、戦乱、暴動、運送・宿泊機関のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらないサービスの提供その
他の当社の管理できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢
の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改訂があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅
行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお知らせします。なお、本旅行代金は2013年11月26日現在の運賃・料金を基準としてお
ります。②標記の最少最催人員に満たない場合は旅行を中止することがあります。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目に当たる日より
前に通知します。③取消料/当社の責任の取らないローン、渡航手続き等の事由によるお取消の場合も取消料をいただきます。ただし、次の場合は取消料を
いただきません。旅行契約内容に次のような変更またはその他の重要な変更が行われた時。(1)旅行開始日または終了日の変更(2)入場観光地・施設・そ
の他の目的地の変更(3)運送機関の設備・等級のより低いものへの変更(4)運送機関の種類または会社の変更(5)宿泊施設の変更(6)宿泊機関の客室の種
類・設備・景観の変更。運賃・料金の変更により旅行代金が増額された場合。当社が標記の日までに確定日程表を交付しない場合。当社の責に帰すべき事由によ
り当初の日程通りの実施が不可能となったとき。④当社による契約解除/旅行代金を期日までに支払いただけない時、申込条件の不適合、病気・団体行
動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能な時は、当社は契約を解除することがあります。⑤当社の責任/当社または当社の手配代行者がお客様に
損害を与えた時は、損害を賠償いたします。(お荷物に関する賠償限度額は1人15万円)⑥特別補償/当社はお客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事
故により生命、身体、手荷物に被った一定の障害について一定の補償金および見舞金を支払います。⑦旅程保証/旅行日程に前記取消料の項目に掲げる重要
な変更が行われた場合は約款の規定により(1)は旅行代金の3%(2)から(6)は2%、また各号がツアータイトルに掲げられている場合は5%に相当する額
(ただし旅行開始前に変更が行われた場合はそれぞれ半額)の変更補償金を支払います。サービス提供の日時およびサービス提供の順序は対象外とし、一旅
行契約について支払われる変更補償金の額は旅行代金の15%を限度とします。また一旅行契約についての変更補償金の額が千円未満の場合は、変更補償金は
支払いません。また、当社は変更補償金の支払いを物品・サービスの提供で代替することがあります。⑧お客様の責任/当社はおお客様の故意または過失によ
り当社が損害を被った時はお客様から損害の賠償を申し受けます。⑨このパンフレットは旅行業法12条4および5にいう説明書、契約書の一部になりま
す。⑩ここに記載のない事項については当社主催旅行約款によります。⑪当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

パンフレット作成日：2013年11月26日